



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2016 JULY / 183号

★ 英国のEU離脱で、欧州知財はどうなる ★

ご承知のように、英国で本年6月23日の国民投票によりEU（欧州連合）離脱派が勝利しました。今後、英国政府はEUに正式に離脱通告し、その通告日（未定）から2年以内に他の加盟国と離脱の条件を協議・決定することになります。それまでは「今まで通り」の状態が続きます。

英国のEU離脱は、さまざまな面で世界情勢に大きな影響を与えるのは間違いありません。それでは、我々にとって関心事である知財面にどのような影響があるのでしょうか。以下は、ある英国特許事務所の見解を参考にしつつ予想したものです。あくまで予想であり、不確定な要素があることはご承知おきください。

(1) 欧州特許

EU加盟国であることと欧州特許締約国であることは、根拠となる条約が異なりますので、直接的な関係はありません。欧州特許締約国（現在38か国）には現在全てのEU加盟国（現在、英国を含め28か国）が含まれますが、EUに加盟していない国々（ノルウェー、スイス、トルコ等）も含まれています。英国はEU離脱後も欧州特許締約国であり続けます。したがって、欧州特許出願で英国を指定することも、英国特許事務所に欧州特許出願の代理を依頼することも問題ありません。

「統一特許」（Unitary Patent）及び「統一特許裁判所」（Unified Patent Court）につきましては、これらは現在EU加盟国であることが条件となっています。（これらの制度については岡本特許ニュース第141号参照。）そのため当然影響を受けますが、現時点では各加盟国内で批准段階にあり、今回の英国のEU離脱により混沌としてきました。統一特許裁判所の1支所がロンドンにおかれる予定だったので当然です。制度自体が破綻するかもしれないとさえいわれています。

現在の欧州特許締約国（下線はEU加盟国）：オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、マケドニア、アルバニア、サンマリノ、セルビア

その他：ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロは、拡張国（Extension States）として欧州特許出願により保護を求めることができます。

(2) 欧州共同体商標（EUTM; 旧CTM）

EU離脱の条件によります。欧州共同体商標を自動的に英国の国内商標登録に移行させるのか、英国の国内商標登録に分割する手続が導入されるのか、いずれかになるでしょう。

(3) 欧州意匠

欧州共同体商標と同様です。欧州意匠を自動的に英国の国内意匠登録に移行させるのか、英国の国内意匠登録に分割する手続が導入されるのか、いずれかになるでしょう。

(4) EUに依拠しない各国の従来型国内知財

これらについては、英国国内知財を含め、何の変更もありません。